

常光寺と地藏信仰

——「常光寺縁起」の分析を中心に——

はじめに

常光寺は、大阪府八尾市にある臨済宗南禅寺末の寺院であり、地藏信仰で有名な寺院として広く知られている。

常光寺が所在した八尾地域は、中世には河内国内の中でも特別な地域であった。鎌倉期には、承久の乱を経て北条得宗領となっており、室町期の明応二年（一四九三）には、將軍直轄軍であった奉公衆の領地となっていた。⁽²⁾ 中世の八尾は中央権力が直接支配する地域であったとされる。⁽³⁾

一方、中世における常光寺の特質のひとつに、將軍足利義満の保護を皮切りとして代々河内国守護などの権力者から庇護を受けている点がある。河内国において安堵状が現在している寺院は常光寺を除くと、中央権力との密接な関係を有していた観心寺、金剛寺のみであった。従来の研究では、この常光寺の特質は寺院の所在地であった八尾と関連づけられて理解されてきた。⁽⁴⁾ 確かに、常光寺と中央権力との繋がりを考える上でその所在地であった八尾の特質は注目される。しか

橘 悠 太

し、常光寺と中央権力との関係について、八尾地域との関連性からは明確な論証が得られていない。

常光寺の創建は藤原盛継と地藏菩薩像との縁を出発点としており、現在に至るまで常光寺と地藏信仰は不可分の関係にある。常光寺と権力者との関係を説明する手法のひとつとして、地藏信仰を軸に考察を加えることは有効であるようにおもわれる。

以上の点を踏まえて本稿では、創建期の常光寺と中央権力との繋がりについて地藏信仰との関係より検討する。特に、常光寺の創建や地藏信仰の由来が最も詳細に記された史料「常光寺縁起」⁽⁵⁾の分析を中心に論をすすめる。なお、「常光寺縁起」写真（巻頭・巻末部分）・翻刻案（全文）について末尾に掲げたので、適宜参照されたい。

第一章 常光寺の創建

常光寺は創建より現在に至るまで地藏信仰によって支えられてきた。常光寺と地藏信仰の問題を考える上で、常光寺の創建について考察することは必要不可欠な課題であろう。

常光寺の歴史について扱ったものとして、まず『八尾市史』⁶があげられる。『八尾市史』の刊行によって常光寺の歴史や所蔵する文化財が初めて明らかにされた。ただし、時代の異なる縁起や由緒書の記述を同一視して纏めているため、内容に不正確な部分が存在するといった問題点もあった。その『八尾市史』の問題点を指摘したのが小谷利明氏の研究である。小谷氏は常光寺に残る縁起や由緒書等を編年順に検討し、常光寺創建に関わる史実がどのように形成されていったのかを解明した。この小谷氏の研究によって、常光寺研究の学術的水準は飛躍的に高まったといえる。

一方で、『八尾市史』や小谷氏の研究等において常光寺創建の歴史は必ずしも瞭然とはなっていない。『大阪府 八尾市内寺院古文書調査報告書(目録)』⁸では、嘉慶二年(一三八八)三月二十四日の年紀をもつ常光寺蔵罽口に彫刻されている「檀那又五郎大夫」と、同じく常光寺に所蔵されている最古の縁起「常光寺縁起」内の記述とが一致することで、常光寺の創建を裏付けている。これまで常光寺創建の歴史について深く言及されてこなかった要因として、常光寺創建の歴史が常光寺に所蔵されている史料Ⅱ内部史料でしか説明できないという史料の残存状況が背景にあった。⁹また、現在南禅寺派に属している常光寺が禅宗寺院になったのは天文年間(一五三二―一五五五)以降であり、創建期の常光寺がどのような宗派と関係していたのかについては不明な点が多い。¹⁰このように当該期の寺院史料から探し出す手掛りが非常に少ないことも、創建期の常光寺の歴史が判然としない要因のひとつであろう。そこで本章では、常光寺創建期にあたる南北朝後期の寺外史料を用いて創建期における常光寺及び地藏信仰の様相を再検

討する。

一、観智院賢宝と常光寺

現在、京都市南区九条町にある真言宗総本山・東寺伽藍の一角に、東寺僧の杲宝によって延文四年(一三五九)に創建された観智院という院家が現存している。¹¹観智院の特徴には観智院金剛藏聖教とよばれる貴重な聖教類が伝来されていることが挙げられるが、この聖教類の大部分は杲宝とその弟子賢宝によって蓄積されたものである。南北朝内乱で東寺は荒廃しており、聖教類の散逸という状況に危機感を募らせた東寺僧らによって聖教書写事業がはじめられた。¹²そして、その事業の中心として活躍したのが観智院杲宝やその弟子賢宝であった。

常光寺創建期にあたる南北朝後期には既に杲宝は入滅しており、賢宝が観智院の院主となっていた。賢宝も師杲宝と同様に様々な寺院へ赴き、精力的に聖教を書写・収集している。聖教の書写に必要な紙は当時貴重な資源であり、反故になった文書等の裏を料紙として利用されることがあった。現在、東寺や観智院には賢宝が書写した膨大な聖教類が伝来しているが、その中に賢宝が用いていた具注曆と自筆日記が聖教類の紙背として残っている。¹³次にあげる史料は、『相国寺結縁灌頂略記』¹⁴の紙背に記されていた賢宝日記の至徳四年(一三八七)閏五月十日～十六日条である。

十日 廻¹⁵礼不動堂 宿¹⁶高野西谷庵室

十一日 壇上奥院等巡礼 卒塔婆一基造立供養行¹⁷之

十二日 参¹⁸詣壇上御新堂 退下新山宿 粉河施音寺巡礼

十三日 参¹⁹詣根来伝法院 廻²⁰礼了 過²¹円融寺 到着 八尾地藏堂

小木宿了

十四日 住吉本宮参詣 八尾地藏堂巡礼了

十五日 宿「善法寺」 長老対面

十六日 帰「東寺」 沐浴了

この史料によると、賢宝は至徳四年閏五月十日より高野山へ参詣していたようである。賢宝の参詣ルートは次の通りになる。

【東寺観智院→高野山諸施設→「粉河施音寺」(粉河寺) ↓「根来伝法院」(根来寺) ↓「小木」(和泉国近木荘) ↓「住吉宮」(住吉大社) ↓「八尾地藏堂」 ↓「善法寺」(石清水八幡宮善法律寺) ↓東寺観智院】

史料からは東寺より高野山までの往路は窺い知ることが出来ない。一方、復路は高野山より紀ノ川沿いに粉河寺と根来寺を参詣した後、高野山領近木荘で宿泊し、そのまま北上して住吉宮へ参詣したものとおもわれる。ここで注目したいのは十四日条の「八尾地藏堂」である。「常光寺縁起」によれば、至徳二年(一三八五)には常光寺へ諸国からの参詣者が殺到し、翌年には常光寺の新地藏堂が建立されたとある。¹⁵⁾参詣ルートも住吉大社より八尾街道を通じて「八尾地藏堂」へ参詣し、そのまま東高野街道より石清水八幡宮へ向かったものと考えられる。以上のことから、至徳四年という時期・参詣ルートの位置情報により「八尾地藏堂」が常光寺を指していることは明白であり、創建期の常光寺の姿が初めて寺外の史料より明らかになった。

二、円明院深誉と常光寺

ここで、もう一点史料を取り上げたい。建武元年(一一三三・四)にお

こなわれた東寺五重塔婆再興供養会の記録『東寺塔供養記』¹⁶⁾下巻に記された奥書である。

明徳三年¹⁷⁾三月十七日、高野参詣、自醍醐山円明院立、其日撰州岡本吉祥寺下着、同十八日、天王寺東門村荇田遮那院下着、暫可逗留¹⁸⁾之由、頻雖有懇望、廿一日高野御影供結縁之料参詣之間、十九日立、河州八尾地藏・誉田八幡宮・太子叡福寺御廟参、其夜空也堂、廿日、秃、越不動坂、高野山参着、西谷勸修寺御庵室寄宿元百日参籠坊也、(中略)廿二日、下向古瀬¹⁹⁾宿、廿三日、壺坂号南法花寺・橘寺・多武峰・長谷寺等巡礼宿、廿四日、釜口巡礼、内山参着、奉謁²⁰⁾西輪院僧正光賢、閑談、廿五日、堅抑留之間逗留、本堂・灌頂堂等、心閑拜見、(中略)廿六日、興福寺・東大寺巡礼宿、廿七日還住醍醐畢、
五月九日 法印権大僧都深誉

この史料を記した深誉は、醍醐寺の有力院家であった報恩院の子院円明院を領し、後七日御修法で聖天供を勤めるなど中央で活躍した僧であった。¹⁷⁾観智院賢宝と同じく高野参詣について記されており、至徳四年(一一三八七)より五年後の明徳三年(一一三九二)の記録である。深誉の参詣ルートと南北朝期の巡礼施設がこれにより判明する。深誉の参詣ルートは次の通りである。

【醍醐寺円明院→「撰州岡本吉祥寺」¹⁸⁾ ↓四天王寺 ↓「河州八尾地藏」
・誉田八幡宮・叡福寺・空也堂 ↓「秃」(学文路) ↓不動坂 ↓高野山諸施設 →奈良中部諸寺社 ↓南都周辺寺院 ↓醍醐寺円明院】

賢宝の参詣ルートとは異なり往路は四天王寺から河内の諸寺社を経由して高野山へ向かっている。この史料では「河州八尾地藏」と記さ

れているが、賢宝の参詣記録と同様に明德三年という時期・参詣ルート
の位置情報から「河州八尾地藏」は常光寺を示している。

以上、寺外の史料、主に真言密教僧の高野参詣記録より創建期にお
ける常光寺の存在を立証することができた。創建期もない常光寺が大
寺社と共に巡礼地として設定された点から、創建当時の常光寺地藏信
仰への名声は極めて高いものであったといえる。

なお、先行研究では創建期の常光寺・律宗間における密接な関係を
想定しているが、賢宝や深誉が属する真言宗小野流は西大寺系律宗と
密接な関係にあったことから、賢宝や深誉にも律宗との接点があつ
た^⑩。賢宝や深誉の巡礼は、創建期の常光寺がどのような宗派と関係し
ていたのか示唆するものであり、彼らが常光寺を訪れた背景として律
宗との関係も念頭に置く必要がある。

第二章 「常光寺縁起」について

常光寺には、応永六年（一三九九）の奥書をもつ常光寺最古の縁起
「常光寺縁起」（以下、「縁起」と表記する）が現存する。従来の研究
では、「縁起」の書体は近世と推定されているが、内容については詳
細に検討されてこなかった。しかし前章でみたように、寺外の史料に
よって創建期常光寺の存在が確認された以上、「縁起」の内容につい
ても再検討が必要があるとおもわれる。本章では、「縁起」の構成
・内容を紹介するとともに、「縁起」の信憑性について考察を加えた
い。

一、「常光寺縁起」の構成と内容

「縁起」全文は序文及び十七箇条の全十八箇条で構成されている。
構成と簡略な内容は次の通りである。

（序文）冒頭部分において常光寺地藏菩薩像の由緒・伝承について記
述。文中中程より常光寺創建に大きく寄与した藤原盛継という人物に
ついての南北朝期の様子が記されている。藤原盛継は、康暦元年（一
三七九）に八尾で疫病が流行した時や、至徳二年（一三八五）「当庄
之守護」（河内国守護畠山基国）の頭痛平癒を祈った際、荒廃した
「草堂」とそこに安置されていた地藏菩薩像を復興させた功德によつ
て、疫病の流行や基国の頭痛を治癒する。そして、基国が報賽のため
訪れたことによつて有名となり諸国から人々が殺到した様子が記され
る。文末には、長文を筆写することによる誤記をなくすため、一書に
して細かく区切り、それを纏めて縁起の体裁としたことが記されてい
る。

（第一条）至徳三年（一三八六）十月十日の常光寺新地藏堂上棟式に
ついての記述。上棟式は「国方」（河内国守護代遊佐国長もしくは小
守護代某）が棧敷を構え、「諸権門」が馬を引き、寺の「郭外」は守
護代の兵士によつて警護されている。

（第二条）至徳三年十一月八日の常光寺新地藏堂への地藏菩薩像安座
式についての記述。檀那藤原盛継や「東西両郷耆老」といった常光寺
周辺の住人が儀式へ参加した。

（第三条）常光寺の鎮守殿に関する記述。吉野金峯山寺の子守・勝手
社を勧請するため、「公家」に奏上し、「衆徒」と協議する^⑪。その結
果、至徳三年九月十七日に常光寺へ移される。

(第四条) 常光寺阿弥陀堂と八尾新堂寺についての記述。新堂寺の「仏閣供職并寺領田園等」を買い取り、堂舎を整地して常光寺阿弥陀堂を建立した。新堂寺供職は「東西両郷之積衆」へ分配された。

(第五条) 小野篁が地藏菩薩の右側へ安置されている由来についての記述。小野篁と十王(閻魔王・宋帝王)の垂迹が記される。

(第六条) 常光寺の卒塔婆についての記述。康応元年(一三八九)八月十七日に常光寺の卒塔婆が造られ、塔婆の本尊として地藏菩薩像、脇侍に多聞天・持国天が配される。その本尊は「通玄東堂」が自身の地藏信仰により寄進した地藏菩薩像であった。

(第七条) 足利義満についての記述。常光寺という題額は義満の自筆によるものであった。康応元年十月廿二日には、義満が常光寺を訪れる。

(第八条) 常光寺の地藏菩薩像が最初に安置されていた小地藏堂(「草堂」)についての記述。「通玄東堂」がこの小地藏堂を篤く信仰しており、本尊である地藏菩薩像が新殿に移された後、この堂に新しい地藏菩薩像を寄進する。その後、寄進した地藏菩薩像を常光寺卒塔婆の本尊にしたいという「通玄東堂」の意向によって小地藏堂から卒塔婆へ移された。

(第九条) 聖武天皇の時代に、行基によってつくられた常光寺内の廟所についての記述。

(第十条) 明徳二年(一三九二)九月廿四日におこなわれた常光寺供養会についての記述。供養会の導師は西琳寺長老が勤めた。七年かけて造られた「本堂一字」・「塔婆一基」・「阿弥陀堂一字」・「根本地藏庵一字」・「鎮守一社」・「坊舎一字」といった常光寺諸施設の「造功」

は藤原盛継の手腕によるものであった。

(第十一条) 常光寺創建に尽力した藤原盛継についての記述。盛継は「当庄郷民新治西郷高田堂」の住人であった。北朝から「大夫」の官位⁽²²⁾を与えられ、室町幕府からは「乗馬之礼」を許可された。晩年は「保寿菴」⁽²³⁾の「貞西堂」より衣鉢を授けられ、「明有」という号に改名する。そして明徳元年(一三九〇)八月十四日に六十四歳で帰寂し、常光寺の檀那は平五大夫国継へと継承される。

(第十二条) (第十七条) 藤原盛継の死後、常光寺檀那となった大夫国継の功績及び応永二年(一三九五)五年(一三九五)九八)までの常光寺修造についての記述。

以上が「縁起」の概要である。この縁起の特徴としては、造営・法会等の日付が正確に記されている点がある。これは「縁起」の元となった造営記録等が存在し、それらの史料から抄出した結果と考えられる⁽²⁴⁾。そのため、記述内容に前後している部分が見受けられる。「縁起」にみえる常光寺創建の経過をを時系列に整理したものが(表1)である。(序文)にあるように、藤原盛継が細々と信奉していた小地藏堂は荒れ果てた「一草堂」に過ぎなかった。それが至徳二年夏頃、河内国守護畠山基国の頭痛を平癒させたとして寺領が安堵され、同年七月廿二日に報賽のため基国が下向したことによって名声が諸国に広まった。その後、常光寺は畠山基国との関係を契機として、守護代もしくは小守護代と推定される「国方」や河内国の有力寺社であった西琳寺、「通玄東堂」(この人物については第三章で後述)、將軍足利義満等の中央権力やその周辺と密接な関係を結び急速に発展している点に注目されよう。

〔表1〕「常光寺縁起」にみえる常光寺諸施設の造立経過

和暦	西暦	内容
応安～永和年間	1368～79	この頃、藤原盛継、小地藏堂（「草堂」）を信奉。
康暦元年春	1379	八尾東西両郷において疫病が流行するが、地藏菩薩の靈験によって盛継は平癒する。
至徳二年孟夏	1385	盛継、守護畠山基国の頭痛を祈祷によって治癒する（常光寺領の安堵）。
同年 七月	〃	畠山基国が病氣治癒の御礼として参詣（常光寺が全国的に有名となる）。
至徳三年二月	1386	小地藏堂に替わり、常光寺の新地藏堂を建立。
同年 九月	〃	常光寺へ吉野子守・勝手社の崇神鏡が移される。
同年 十月	〃	新地藏堂上棟式（「国方」・「諸権門」臨席）。
同年 十一月	〃	新地藏堂地藏菩薩像安置式（導師：「賢快」）。
嘉慶二年三月	1388	鰐口の鑄造。
康応元年八月	1389	卒塔婆造立（願主：「通玄東堂」）。
同年 十月	〃	足利義満、参詣。
康応～明德年間	1389～90	盛継、保寿庵貞西堂より衣鉢を授けられる。
明德元年八月	1390	常光寺檀那藤原盛継、帰寂。
明德二年九月	1391	常光寺供養会（導師：「西琳寺長老」）。
応永二年～五年	1395～98	楼門・築地・鐘・鐘楼・門前橋・浴室・閻魔像が完成。
応永六年正月	1399	「常光寺縁起」が成立。

また、常光寺と律宗との関係を考える上で、（第四条）の記述は見逃すことはできない。常光寺の前身であった新堂寺では、「正道」による「昼夜勤行」がおこなわれている。聖道とは自力による修行を重視する聖道門を意味しており、顕密系の僧侶集団が新堂寺に住していたと推定される。その直後の記述には、「常願寺僧」が「律扉」を「排」していたとある。「常願寺僧」は不断勤行をおこなっていた顕密僧集団を指すものとみられ、新堂寺は元々顕密系寺院であり、律僧集団も住してはいたが、以前からいた顕密僧集団が寺院の主導権を握っていたとみられる。このように新堂寺に律僧集団が流入していた背景には、この地域が鎌倉後期より律宗の活動基盤となっていたことが大きかった。新堂寺の前にあった新泉寺は、鎌倉後期に活躍した律僧導御による勧進拠点のひとつとなっている。南北朝後期に新堂寺を悉く「買得」した後、顕密僧集団が保有していた「供職」の再分配・再編成、供養会への西琳寺長老の招請など、律僧集団が顕密僧集団を圧倒する状況にあったことは「縁起」が記す通りである。

二、「常光寺縁起」の信憑性

前節でみたように様々な情報を提供する「縁起」ではあるが、その内容はいつ頃記されたものであったのか。「縁起」巻末には「右常光寺縁起応永六己卯辰正月二十四日記之」と記されている。しかし、「縁起」の書体が近世であることや、前章で述べたように常光寺関連史料の残存状況の問題から「縁起」の内容についての検討は保留されてきたようにおもえる。本節では、「縁起」の内容を当該期の史料と比較することで、記述の信憑性について考察する。

「縁起」の記述内容は常光寺を主としているため極めて限定的であり、外部史料と比較できる箇所は限られている。本稿で検討する点は(序文)の記述二点・(第七条)の記述一点の計三点である。

一点目は、(序文)にある至徳二年(一三八五)七月廿二日の河内国守護畠山基国による参詣を契機として、地蔵を信仰する人々が「雲集霧集成堵成市」ほど賑わっていたという記述である。この記述は前章で述べたように、真言密教僧らの高野参詣記録と合致する。住吉大社や四天王寺、石清水八幡宮といった平安期より続く高野参詣の巡礼先として名高い寺社と共に常光寺が巡礼対象となっていた事実からもその隆盛ぶりがうかがえよう。「縁起」にみられる創建期の地蔵信仰の様相は、当時の様子を的確に描写したものであった。

二点目は、(序文)にみえる康暦元年(一二七九)春の疫病流行についての記述である。『後愚昧記』康暦元年正月十八日条によれば「咳氣」が「流布」しており、それは春になるとさらに拡大した。⁽²⁹⁾同年五月には朝廷において「天下病事」に対処するため四角四界祭がおこなわれており、⁽³⁰⁾康暦元年春に畿内を中心として疫病が流行していたという「縁起」の記述も史料と一致している。

三点目は、(第七条)の足利義満に関する記述である。常光寺に所蔵されている縁起類・由緒書の多くが「鹿苑太上天皇」⁽³¹⁾等の諡号を用いている中で、生前の敬称である「准三宮」・「大樹」のみを用いている「縁起」は他の縁起類・由緒書とは一線を画すものであった。「縁起」が義満の生前に使用されていたと推察することもできよう。

また、義満の官職の中で「右大将」の兼任を強調していることは注目される。「右大将」は朝廷の官職である右近衛大将のことを指して

おり、足利義満は永和四年(一三七八)、権大納言と兼任する形で補任される。将軍が右近衛大将へと任じられるのは源頼朝以来のことであり、武家にとって右近衛大将の兼任は最高のステータスシンボルであった。最近の研究では、義満による右近衛大将拜賀の儀式は頼朝の先例を意識しつつも、質・規模共に凌駕するものであったとされる。⁽³²⁾頼朝の拜賀を質・規模共に越えた盛大な儀式を挙行することにより、頼朝以来の存在、頼朝を超越する存在として当時の人々の記憶に刻まれたことは想像に難くない。「縁起」では「幕下」(将軍)が「顕職」を兼ねるのは「建久之往」(頼朝)以来であると記す。「縁起」における義満の記述は当時の人々の評価を良くあらわしたものであったといえるだろう。

以上、「縁起」の内容を考察し、その信憑性について検討した。「縁起」の記述は、造営・法会等の日付が詳細に記されていることが特徴であり、当時の史料と一致する箇所も確認できた。常光寺創建期に成立した記録を元にそこから抄出して構成されたものが「縁起」であったと考えられる。「縁起」の内容は、小野篁・行基の伝承など一部信憑性に欠ける部分を除けば、常光寺創建期の南北朝後期～室町前期の史料として信用に足るものであった。また、「縁起」の内容について詳細に分析することで、常光寺成立における重要な役割を果たした中央権力とその周辺の姿、常光寺の前身寺院の時代より律宗との関係があったことも確認できた。勸進活動の背景に地蔵信仰があったとされる⁽³³⁾導御のかつての活動拠点に、地蔵信仰が発生したことは単なる偶然ではないとおもわれる。地蔵信仰の発生・発展には従来指摘されてきた中央権力からの保護に加え、河内地域の律僧の関与が想定されるので

ある。

第三章 中央権力と常光寺

創建期において常光寺の地藏信仰が中央にまで広がりを見せていたことは、当時の史料や「縁起」の内容から確認できた。ただし、常光寺が中央権力から保護を得た背景については未だ不明な点が多い。本章では中央権力と常光寺との接点について、「縁起」の記述を中心に考察する。

一、「常光寺縁起」の登場人物

「縁起」内において、中央権力と常光寺の関係について最も象徴的に記述されている事項は足利義満との関係について記されている(第七条)部分である。(第七条)は、義満が寄進した常光寺の額字について・義満の隆盛を称える文・康応元年十月廿二日の常光寺参詣の記述で構成されている。しかし、義満と常光寺との関連性についての手掛りは全く記されておらず、先行研究においても両者に何らかの関係があったと言及するにとどまっている。

縁起は、主として寺院側による外部への保護・寄進等の利益誘導を目的として用いられていたのであるが、その当時の状況に応じて縁起の内容も変化していた。それは、常光寺に所蔵されている縁起類・由緒書においても同様であった。永正八年(一五一二)六月の年記をもつ勸進帳²⁴は前年の大地震で被害をうけた常光寺の復興を目的として作成されたものである。そこには地藏信仰についてのみ記され、義満と

の関係については一言も述べられてはいない。これは將軍職の失墜によって既に足利將軍家の威光は勸進活動に影響を与えるものではなくなっていた永正年間の状況を示したものと考えられる。縁起内に登場する人物や内容はその時々々の状況を示すものとして注目すべきであろう。そこで本稿では、義満と常光寺両者の関係を考察する上で、「縁起」の登場人物に着目した。

「縁起」の主な登場人物について、それぞれ叙述内容より分類した結果、次のように分類することができた。

【第一グループ】…藤原盛繼、足利義満、「平五大夫国繼」

【第二グループ】…小野篁、アシヨーカーカ王、諸葛亮孔明、行基

【第三グループ】…「賢快」、「西琳寺長老」、「保寿菴貞西堂」、畠山

基因

【第四グループ】…「通玄東堂」

【第一グループ】は「縁起」内において詳細な記述がある人物であり、「縁起」の核となる人物である。【第二グループ】には「縁起」中に登場した歴史上の著名な人物を分類した。これらの人物は縁起の箔付けとして登場する有名人であり、縁起の読み手に対する説明は特に必要とはしないグループである。【第三グループ】は「縁起」の脇役である。縁起の本筋には関係ないが、「供養会導師」を勤めた「西琳寺長老」というように、どのような人物か縁起の読み手にも理解できるように簡潔な修飾語のみで説明されている人物についてこのグループに分類した。【第四グループ】は前の三グループのいずれにも分類できなかった「通玄東堂」という人物について分類した。「通玄東堂」は「縁起」内において(第六条)・(第八条)の二ヶ所に登場し、小地

蔵像の寄進をおこなっている願主である。「通玄東堂」は「縁起」における重要な人物といえよう。しかし、「通玄東堂」は常光寺創建に重要な役割を果たしているにも関わらず、「第三グループ」のような簡潔な説明すらなされてはいない。これは何を意味しているのだろうか。

「縁起」が年記の通り応永六年（一三九九）に作成・使用されたと仮定するならば、応永六年以降より義満の諡号が用いられる応永十五年（一四〇八）頃まで「縁起」が用いられていたことになる。つまり、「通玄東堂」は応永年間頃の縁起の読み手となる人々にとつて説明不要であった人物であり、著名な人物であったことになる。それでは次に、「通玄東堂」という人物について考察する。

二、「通玄東堂」について

従来の研究では、「縁起」中に登場する「通玄東堂」という人物は『八尾市史』では常光寺の住職として、『大阪府 八尾市内寺院古文書調査報告書（目録）』（以下、『調査報告書』と記す）では禅僧として理解されてきたが、これらの理解は「東堂」という語句の解釈に起因している。

東堂とは、元々退院した禅刹の住持を收容する別寮のことをさす。これは官寺制において住持の任期や定員が定められたことが要因となり、退院したその寺の住持を收容する施設として東堂、他山の前任住持を收容する施設として西堂が成立した。そこから転じてその寺の前任を東堂、他山の前任を西堂と呼称するようになったとされる。⁽³⁵⁾『八尾市史』は「通玄東堂」の「東堂」をその寺の前任として捉え、「通玄」

という名の常光寺前任と解釈したとおもわれる。しかし、『調査報告書』では禅僧と推測するにとどまっており、創建当初の常光寺が禅宗寺院ではないという指摘についても考えるならば、「通玄東堂」という人物名についてはより慎重に検討する必要があるだろう。

この問題を考える上で、常光寺創建と同時期である南北朝後期から室町前期にかけての史料より、東堂の用例を確認したい。

次の史料は貞治六年（一三六七）の足利義詮御内書である（傍線部は筆者）。

先日高麗消息上處、為「外国披見」不足覚候、僧祿二字可「添給候也、恐々敬白、

（貞治六年）

六月七日

春屋妙葩
天龍寺東堂

義詮（花押）

傍線部にあるように、天龍寺前任であった春屋妙葩は「天龍寺東堂」と記載されている。また『應菴和尚語録』や『無準和尚語録』奥書では、自ら「天龍東堂比丘妙葩」と寺の字を省略する形が用いられている。⁽³⁷⁾

このように常光寺創建期の史料には【寺名＋東堂】という形で記載されている事例が多く見受けられる。東堂の発生は禅寺の官寺制確立に端を発していたが、史料中にみえる東堂は何れも官寺制の中心に位置していた大寺院に関する事例であった。このような大寺院と比較するに、創建間もない常光寺に東堂が設置されていたとは考えにくい。これらの点から「通玄東堂」は通玄寺の東堂として解釈するほうが妥当であると考えられる。

では、通玄寺東堂とはどのような人物に比定できるのだろうか。通

玄寺はかつて高倉通三条上ル西側にあったとされる禅宗寺院の尼寺であり、智泉聖通（一三〇九〜一三八八）という尼僧が建立した寺院であった。³⁸『禿華日用工夫略集』康暦二年（一三八〇）十二月八日条にみえる通玄寺仏殿経始会の記事よりこの頃建立されたと考えられる。

次の史料は通玄寺旧蔵の春屋妙葩書状³⁹である。

法衣一頂 地萌・畦紫・顕紋紗

まいらせ候すいふんひささう^{（随分秘蔵）}

して候おまいらせ候あなかしく

永徳二年六月三日

天龍住持妙葩（花押）

通玄寺東堂侍者御中^{（智泉聖通）}

永徳二年（一三八二）時点で通玄寺には東堂が置かれ、開基であった智泉聖通が通玄寺東堂と呼称されていたことがうかがえる。至徳二年（一三八五）にも智泉聖通は「東堂老尼」⁴⁰として記されており、常光寺創建と同時期に通玄寺東堂なる人物が存在していたことは確実にあろう。以上の点より、「縁起」にみえる「通玄東堂」と同一視される人物として智泉聖通が考えられるのである。

三、「通玄東堂」と足利義満

前節では、「縁起」中の「通玄東堂」なる人物を通玄寺東堂であった智泉聖通に比定したが、智泉聖通と常光寺にはどのような接点が考えられるのであろうか。

次の史料は、応永二十七年（一四二〇）におこなわれた智泉聖通十三回忌において、天龍寺住持大愚性智が述べた法語⁴¹の一節である。

命工彫三刻佛菩薩形容毎日一軀、終身不_レ怠、又逢三月之廿四日、必念地蔵尊號、凡一万返以為其常云々。

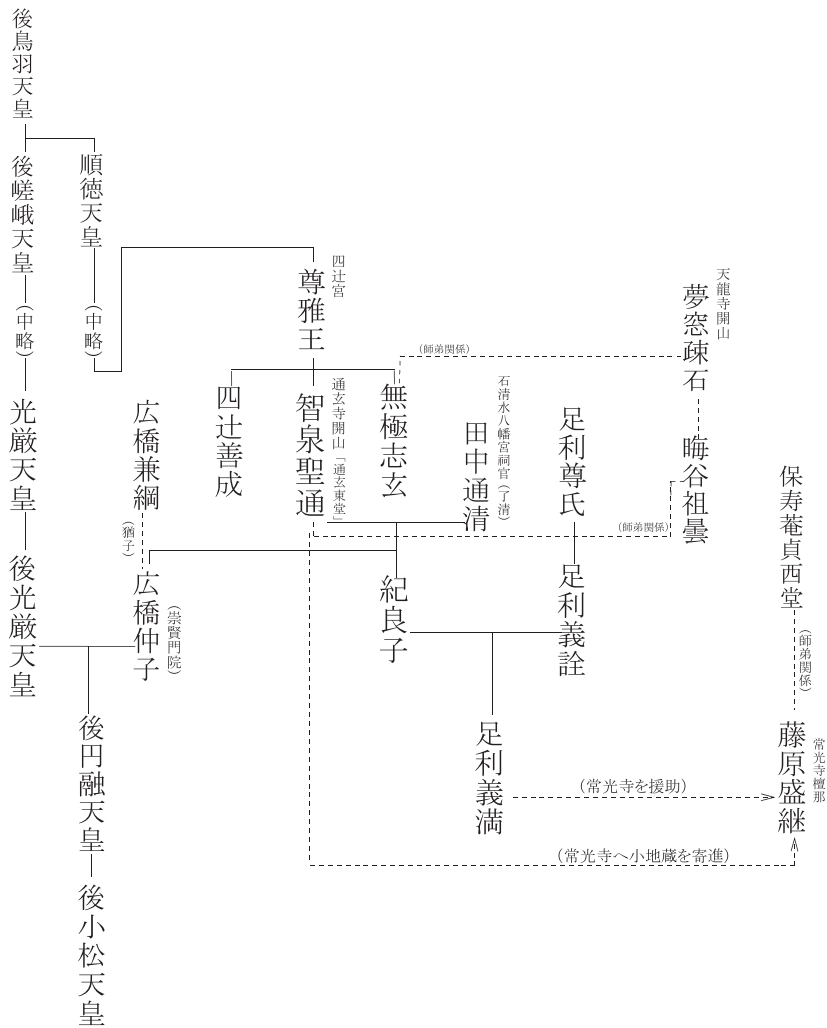
この史料によれば、智泉聖通は熱心な地蔵信仰者であったことがうかがえる。「縁起」（第六条）にみえる「彫工之小地蔵」を「通玄東堂」が数体寄進した記述との類似性も認められよう。また至徳二年（一三八五）、智泉聖通は病を患っているが、この年は病気治癒の地蔵菩薩として常光寺地蔵の名が諸国に広まった年でもあった。その名声は第一章でみたような洛中の真言密教僧のみならず、地蔵信仰者であった智泉聖通の耳にも入ったとおもわれる。智泉聖通・常光寺間の関係について時系列に整理すると「表2」のようになる。智泉聖通が常光寺へ地蔵菩薩像を寄進したのは、「縁起」（序文）・（第八条）より至徳三年（一三八六）二月以降と推測される。また、塔婆造営は中世後期の記録では斬始より上棟まで十ヶ月程度を要していることから、塔婆建立は嘉慶二年頃（一三八八）には計画されていたとみられる。智泉聖通と常光寺との間にはこうした地蔵信仰が接点として存在していたのであった。

さて、足利義満によっておこなわれた常光寺への題額寄進・参詣であるが、その要因を理解するには実は智泉聖通の血縁が重要となる。「系図」足利義満・常光寺関連系図（以下、「系図」と記す）において智泉聖通・足利義満・常光寺（檀那藤原盛継）の関係を示した。

智泉聖通は順徳天皇の末裔である四辻宮尊雅王の娘として生まれ、後に石清水八幡宮祠官家の善法寺通清（改名後…了清）のもとへ嫁いでいる。「系図」では、通清との間に生まれた子供の中について重要とおもわれる人物のみを記した。それが紀良子と広橋仲子の姉妹であ

〔表2〕 智泉聖通・常光寺関連年表

和暦	西暦	内容
康暦年間	1379～81	通玄寺創建。
至徳二年二月	1385	智泉聖通が病を患う。
至徳二年夏頃	〃	常光寺の地藏が有名となる。
至徳三年二月	1386	新地藏堂建立。
同年 十一月	〃	小地藏堂の本尊であった地藏菩薩像が新地藏堂へ移される（安座式）。
至徳三年頃	〃	智泉聖通が小地藏堂へ地藏像を寄進。
嘉慶二年頃	1388	常光寺塔婆の造塔が計画される。願主智泉聖通は一旦小地藏堂寄進した地藏像を塔婆本尊にすることを希望。
嘉慶二年十一月	〃	智泉聖通、入滅。
康応元年八月	1389	常光寺塔婆上棟。



〔系図〕 足利義満・常光寺関連系図

る。紀良子は足利義詮との間に義満をもうけ、広橋仲子は後光厳天皇との間に緒仁親王（後円融天皇）をもうけた。つまり、智泉聖通はそれぞれ公武の頂点に立つ権力者足利義満・後円融天皇二人の外祖母にあたる人物であった。「縁起」における「通玄東堂」智泉聖通の人物叙述が非常に簡潔であった要因には、「縁起」成立時点（もしくは「縁起」の原本成立時点）において、読み手に対する説明を必要としないほど有名な人物であったことが考えられるのである。

足利義満と常光寺には血縁を介した接点が存在しており、その鍵となった人物が「通玄東堂」の智泉聖通であった。足利義満による常光寺への題額寄進や康応元年（一三八九）十月の参詣は、自身の外祖母である智泉聖通の一周忌に備え、権力者の祖母が信仰した寺院として相応しいよう威容を整えようとする狙いがあったと考えられよう。

四、畠山基国と常光寺

前述したように、足利義満の外祖母智泉聖通による常光寺地蔵信仰の様相が解明されることで、「縁起」に象徴的に記される足利義満と常光寺との関係の背景には、外祖母の信仰及び血縁の介在があったことが明らかになった。しかし、こうした権力者による常光寺の保護は信仰・血縁のみによって理解されるべきではない。信仰・血縁とは異なった関係を有していたのが河内国守護畠山基国である。⁽⁴⁴⁾本節では、常光寺及び地蔵信仰の発展と当時の政治状況との密接な関係についてみていく。

南北朝期の河内国は、楠木氏を中心とした南朝勢力が根強く活動を続ける領国であった。その中心人物となったのが楠木正儀である。一

時は幕府に帰参した正儀であったが、正儀の支持者であった管領細川頼之が康暦の政変で失脚すると、幕府内での立場を失ったとみられ、永徳二年（一三八二）に南朝へ復帰する。この正儀の南朝復帰により、河内国内では南朝勢力の動きが活発となる。このような状況の中、南朝勢力を駆逐すべく河内国平定に投入されたのが幕府側の守護畠山基国であった。基国の河内国支配については、河内国人層を知行保障のもと体制下に組み込もうとしたことが明らかになってはいるが、史料制約から依然として不明な部分も多い。

このような基国による領国支配は常光寺保護とどのように関係していたのであろうか。それについて考える際、東高野街道と八尾街道を結ぶ交通の要衝付近に常光寺が所在していたことは注意すべきである。第一章の高野参詣記録でみたように南北朝後期には東高野街道が主要路として往来に利用されていた。東高野街道は軍事道としても重要であり、千早・赤坂城を拠点とする楠木氏の南河内進出を抑えるため、東高野街道の制圧は基国の河内平定に重要な意味をもっていた。現に常光寺をはじめとして、通法寺や仏眼寺など東高野街道沿いにある寺院が何れも至徳二年（一三八五）九〇）に基国によって創建・造営・保護されていることから、基国は河内国を経営するにあたり東高野街道を重視していたとみられる。街道沿いの寺院の創建・発展はこうした基国の方針と無関係ではなかった。至徳四年の仏眼寺への足利義満寄進状に「依_レ畠山右衛門佐基国執申、所_レ寄付_レ之状、如_レ件」と記されており、仏眼寺の保護には基国の意向が反映されていたことが確認できる。義満の常光寺への寄進・参詣した要因には前述した血縁の存在のみならず、基国による領国支配の思惑も介在

してたと考えられよう。

常光寺とそれに付随する地藏信仰の保護という基国の方針は、藤原盛継を筆頭とした地域住民と地藏信仰との繋がりも踏まえて考えるならば、民心の掌握といった意味合いも推定され、領国支配の一端として地藏信仰が利用された側面があったといえる。地藏信仰とは別に守護の領国支配戦略として常光寺が庇護を受けた背景があったことは、創建期以降の常光寺と河内国守護との関係を考える上で留意する必要がある。

おわりに

以上、限られた史料の中ではあるが、創建期における常光寺の様相と地藏信仰を考察することで、地藏信仰を介した常光寺と中央権力との関係について明らかにした。これまで述べた本稿での考察をあらためてまとめておきたい。

これまで寺内の史料のみでしか創建期における常光寺の様子は確認することができなかった。しかし、今回寺外の史料より常光寺の創建を確認することができた。史料の残存状況からその内容が疑問視されていた「縁起」についても、当該期の史料と符号する点から、信憑性の高い史料であったことを確認した。

また、信用に足る史料として確認できた「縁起」の内容を再度分析することで、常光寺地藏の名声が中央権力の間幅広く浸透していたことがうかがえた。地藏信仰が有名となる契機となった河内国守護畠山基国による保護、常光寺上棟式に関わった河内国守護周辺、高野参詣

の巡礼地として訪れた真言密教僧、常光寺地藏を信奉した通玄寺東堂智泉聖通、常光寺の整備に努めた將軍足利義満など、中央権力とその周辺の人々は地藏信仰を介して常光寺と密接に関係していた。特に、義満の外祖母であった智泉聖通による常光寺地藏への信仰、守護基国による河内国支配方針は、將軍義満が寄進・参詣した要因として非常に重要なものであり、その後の常光寺と中央権力との関係を決定づけた。常光寺が中世を通じて「なたかき地藏⁽¹⁷⁾」として存続した背景には、律宗との関係から地藏信仰が醸成されやすい地域であったこと、そして創建期に中央権力と結びついて地藏信仰が広く喧伝されたことがおきかったようにおもわれる。それ故に中世段階で狂言の題材となるなど、地藏信仰は風化せず⁽¹⁸⁾に生き続けてきたのである。

常光寺と八尾城に関する問題など、中世の八尾と常光寺を考える上で重要な問題については本稿では触れることができなかった。これらについては今後の課題としたい。

注

- (1) 「海龍王寺文書」海龍王寺僧等申状案（『鎌倉遺文』六二五六号）。
- (2) 『大乘院寺社雜事記』明応二年五月二日条。
- (3) 小谷利明「八尾・久宝寺地域における都市形成」（『ヒストリア』一八六号、二〇〇三年）。
- (4) 小谷利明「中世の八尾と常光寺」（『八尾市立歴史民俗資料館研究紀要』第十九号、二〇〇八年）。
- (5) 「常光寺縁起」は『八尾市史』（史料編、八尾市役所、一九六〇年）、図録『寺院と神社の成り立ち―寺社縁起の世界―』（八尾市立歴史民俗資料館、二〇〇一年）に収録されているが、いずれも入手が容易でないことから本稿末尾に掲載している。文言については八尾市

立歴史民俗資料館蔵写真帳をもとに修正した箇所がある。

- (6) 『八尾市史』史料編（八尾市役所、一九六〇年）、「八尾市史」前近代本文編（八尾市役所、一九八八年）第二章（執筆著者：西岡三四郎）参照。
- (7) 前註（4）。
- (8) 「常光寺文書概説」（八尾市教育委員会『大阪府八尾市内寺院古文書調査報告書（目録）』、一九九一年）。
- (9) 創建期の常光寺の様子が記されている常光寺蔵の中世史料は、前述した中世年記をもつ「常光寺縁起」・嘉慶二年の常光寺蔵鰐口の他には、年末詳の足利義満御内書が一通あるのみである。いずれも前註（6）『八尾市史』史料編に掲載されている。
- (10) 前註（4）、（8）。
- (11) 観智院の概要や歴代院主の歴史については、新見康子「観智院の歴史と美術」（東寺宝物館編『東寺観智院の歴史と美術―名宝の美聖教の精華―』、二〇〇三年）参照。
- (12) 『大日本史料』第六編之六、九八二頁。
- (13) 賢宝日記の概要・釈文については、山本信吉・橋本初子「解説」・「観智院賢宝日記（具注歴）釈文」（東宝記刊行会編『国宝東宝記紙背文書影印』、一九八六年）を参照した。
- (14) 京都府立総合資料館所蔵「東寺百合文書」丙箱 第三分冊 第一九号、前註（15）参照。
- (15) 本稿末尾史料「常光寺縁起」（序文）。
- (16) 京都大学附属図書館所蔵 平松文庫本『東寺塔供養記』（京都大学電子図書館 貴重資料画像 [URL: <http://eids.kuhb.kyoto-u.ac.jp/exhibit/index.html>])。
- (17) 『大日本古文書 醍醐寺文書之六』一一二九号。
- (18) 詳細については不明。摂津国島上郡奈佐原莊岡本にあった吉祥寺か。
- (19) 賢宝の師泉宝は律宗寺院であった生馬山大聖竹林寺の住持教覚上人が「教相之師」であり、印可伝授も受けている（『大日本史料』第六編之三四、一六一・一九二頁）。また自身も、善法律寺などの律宗寺

院と交流している（「賢宝日記」至徳二年五月六日条等）。深誉も律宗との関係が想定される人物である（『大日本史料』第六編之三九、一六四頁）。

- (20) 前註（4）、（8）。巻末に掲載した〔図版〕「常光寺縁起」写真（巻頭・巻末部分）も参照されたい。
- (21) 「公家」が南北両朝のどちらを指すのかについては判然としない。「衆徒」は吉野大衆と呼ばれた金峯山寺衆徒を指すものと考えられる。
- (22) 公家社会内の位階である五位が授けられたと想定される。
- (23) 「保寿菴」については不明である。
- (24) 「縁起」（第七条）部分にある「制草之上、露点争^レ鮮、入本之内、風勢難^レ尽」という一文は、平安期成立の例文集『朝野群載』巻第三「請^レ修飾美福門額字告文」にある「制草之上、露點雖消、入木之中、風勢無盡」という文を参考にしており、「縁起」の作成（もしくは「縁起」の原本となった記録の作成）には知識層が関与していたとみられる。
- (25) 「縁起」には文脈を理解せずに写している箇所が散見されるが、（第四条）の「律扉」部分も同様である。「扉」と「衆」のくずし字が近似していることから、「律扉」の「扉」部分は「衆」の誤写と考えられる。「衆」を「扉」と誤写している同様の例に群書類従本『応仁略記』（上巻「畠山濫觴の事」）がある。「応仁略記」では「懺法調聲の僧衆」として「東山撰取院律扉十二人」と記されているが、前後の文脈よりこれが「扉」ではなく「衆」を指すことは明らかであり、それぞれ誤写しやすい文字であったとみられる。
- (26) 元々顕密系であった寺院において、律僧集団の流入により顕密僧集団と律僧集団が寺内に並存していた状況は他寺院でも確認できる。南河内周辺では西琳寺が同様の例としてあげられる。『西琳寺流記』、大石雅章「興福寺大乘院門跡と律宗寺院―とくに律宗寺院大安寺を通して―」（同『日本中世社会と寺院』清文堂出版、二〇〇四年）、羽曳野市史編纂委員会編『羽曳野市史』（第一巻、本文編1、

- 一九九七年) 七八二―七九二頁参照(執筆著・大石雅章)。
- (27) 導御の勸進活動については、細川涼一「法金剛院導御の宗教活動」(同『中世律宗寺院と民衆』吉川弘文館、一九八七年)、井上幸治「史料紹介 円覚上人導御の『持齋念仏人数目録』」(『古文書研究』58号、二〇〇四年)、前註(4) 論文を参照。
- (28) 律僧集団が顕密僧集団を圧倒するに至った過程や要因については不明である。
- (29) 『東金堂細々要記』康暦元年正月十七日条。
- (30) 『後深心院関白記』康暦元年五月廿五日条。
- (31) 『初日山常光寺無尽燈化疏』(八尾市立歴史民俗資料館架蔵写真帳)。
- (32) 高橋典幸「任右大将と『吾妻鏡』―『吾妻鏡』受容の一背景」(『年報三田中世史研究』12、二〇〇五年)、小川剛生「足利義満―公武に君臨した室町將軍―」(中央公論新社、二〇一二年)。
- (33) 八木聖弥「『太平記』と地藏信仰」(同『太平記の世界の研究』思文閣出版、一九九九年)。
- (34) 「常光寺文書」(『八尾市史』史料編、八尾市役所、一九六〇年)。
- (35) 玉村竹二「五山叢林の塔頭について」(『日本禅宗史論集』上、思文閣出版、一九八八年)。
- (36) 一四一号文書(鹿王院文書研究会編『鹿王院文書の研究』思文閣出版、二〇〇〇年)。
- (37) 『大日本史料』第六編之三三、一〇九頁。
- (38) 通玄寺及び智泉聖通については、飛鳥井慈孝編『通玄寺史』(笠間書院、一九七八年)、芝野康之「草創期の通玄寺曇華院について」(『京都市史編さん通信』二二三、一九八七年)、大石雅章「比丘尼御所と室町幕府―尼五山通玄寺を中心にして―」(前註(27) 大石氏著書第二部所収)、京都国立博物館編『高僧と袈裟』(特別展覧会図録、二〇一〇年)を参照。
- (39) 前註(39)『高僧と袈裟』、二六六頁。
- (40) 『空華日用工夫略集』至徳二年二月二日条。
- (41) 飛鳥井慈孝編『通玄寺史』(笠間書院、一九七八年)。

- (42) 前註(41)。
- (43) 「塔婆造営日記」(五條市史編集委員会編『五條市史』一九八七年) 九二頁。
- (44) 基国と常光寺との関係については、「縁起」(序文)及び(第一条)を参照。
- (45) 前註(27)『羽曳野市史』八二六―八三〇頁(執筆著・川岡勉)。
- (46) 常光寺では至徳二年に寺地が安堵され、仏眼寺は至徳四年に領地寄進をうけている(渡辺忠男氏所蔵「仏眼寺文書」(川岡勉編『羽曳野資料叢書』第三卷 畠山家文書集一九九一年)。通法寺では康応二年に整備が開始されている(『通法寺記』(彰考館文庫所蔵謄写本『諸寺文書纂』所収))。
- (47) 二〇八号文書(伊藤真昭・上田純一・原田正俊・秋宗康子編『相国寺蔵 西笑和尚文案』思文閣出版、二〇〇七年)。
- (48) 「さひ人」(内山弘編『天正狂言本 本文・総索引・研究』笠間書院、一九九八年)。
- (49) 「縁起」をみると、前身寺院である新堂寺の「築地」(第四条)を壊して以後、応永二年に「築地」(第十三条)が再び建てられるまで寺の境界を示すものはなかったとおもわれる。しかし、至徳三年段階で「郭外」といった境界が(第一条)にみえる。寺の境界以外に周辺に郭が設けられていたと考えられ、常光寺の周辺が何らかの軍事要害の跡地であったという推定も成り立つのではないか。
- (付記) 史料閲覧にあたっては、八尾市立歴史民俗資料館館長小谷利明氏に種々便宜をはかっていただいた。また、「常光寺縁起」写真掲載に關して、常光寺御住職片岡英俊氏にご快諾いただいた。記して感謝の意を表したい。

関西大学大学院文学研究科・博士課程後期課程
 関西大学アジア文化研究センター A

常光寺緣起

夫當寺者河朔勝地之如藍木代無雙之靈蹟也
焉 國家安全之御願寺女於小野相公之彫刻尊
像萬衆勅施了庄園分賜三宮致仰了台轉遊寺奇
持揭悉不可得而稱專寺狂因即有一靈廟左則若
宮堂池水流以右亦泉福寺松風閣西後有耕賦野
田鳥獸無備嶺前有清泉新堂鐘磬不絕絕而面
花表邊有一草堂安置地藏菩薩今常光寺伏惟此
像者左傳曰弘仁聖朝小野堂自手到地藏六軀
流布于日本一州以是其道一也貴哉誠非權者
竹作者爭有以齋應即半千歲之誓不行之忌辱
層深也三十二相姿歷然了哀悲舍報仰面月享雲
早清矜眼連羅露不結矣越藤原盛繼壯年之比
常信以尊觀夫鳳覺傾而無菲朝霧僅侵香烟之
色鴛瓦墜而在砌夕月獨排孤燈之光從爾已未曉
香供花挑燈明唱寶躡心中焚願人更不和于今
卅餘年也皆作在悉刻之內營具於世於前漸加
小破之修理粗補火概之類毀手足供給以竭止身
或家中之吉高病患或身上之中夫災難隨分祈
請無一不契于時康曆元年春之候卿心多瘧病
歸地藏命大夫即時平愈是奇特之始也復至德
二年益衰之比當庄之守護令大夫令祈頭風七日
七商齋夢旁多愈始初勿割分領他永被附于當
寺同七月廿二日奉為報賽有卷詣之事於馬御
氏驚乎目遠進共謳歌 國先隱亦及諸邦姓胞

一大夫盛經者當庄脚民新治而高田堂佳人也自壯年比墓
所地藏致信心而日々香華夜々燈明敬甚懶若命家人
香煙數或盛純供給則清明也依茲契冥之由粗披露
純性純維一文不通出園子令旨之史意不存違曲口不犯
安語而任篤寧迴珠蔭多符合故 公家下大夫之官武
門許乘馬之禮一身之榮幸餘分矣生涯之望亦足矣又
義遠日增氣力漸減之後參于保壽菴負面堂授衣
終改名諱今明有依為御所尊号又改之名明有也明德
元年八月十四日春秋六十四而歸葬已當寺禮附那
平五大夫國絕託
一大夫國絕者自至德之初迄明德之本隨從盛純如影
父子相談造營皆成盛純一朗之造功者國絕一身
之經營也仍以後修造備左炳焉
一應永二年七四月造立樓門築地矣
一應永四年丁四月一日鑄度二尺七寸之鴻鐘造立鐘
樓矣
一應永五年戊閏四月一日改渡門前橋矣
一今年七月廿四日造立浴室一字矣
一今年七月廿五日刻高魔牙身之形像勸進主八尾東
卿函信禪門云

右常光寺緣起應永六年辰正月二十四日記之

〔図版〕「常光寺緣起」写真（卷頭・卷末部分）

「常光寺縁起」

※句読点は原本にはないが、すべて（ ）に統一して適宜付した。誤字・誤記などの場合は、右傍に「 」と正字を付した。人名の考証などは、全て（ ）で示した。

（箱書）

（表）「河州八尾初日山常光禪寺縁起」

（中）「地藏尊之縁起一軸当今東郷西信禪門之苗孫和久荷木老人因旧縁再為繕修、永護將來以欲誓現当世不朽其功、伏願拝覽之士共結菩提因、維時宝永第二龍集乙酉十一月廿四日」

常光寺縁起

（序文）

夫当寺者河州勝絶之伽藍、末代無雙之靈驗所也、為朝家安全之御願寺、安於小野相公之彫刻尊像、万乗勅施今庄園分堺三宮欽仰兮台翰遍寺奇特掲焉、不可得而称粵尋往因、即有一靈廟、左則若宮堂池水流弘、右亦泉福寺松風間、西後有耕畝耕田鳥獸無渴喉、前有清泉新堂鐘磬不断絶、南面花表辺有一草堂安置地藏菩薩今常光寺本尊是也、伏惟此像者老伝曰弘仁聖朝小野篁自手刻地藏六軀流布于日本一州、此是其随一也、貴哉、誠非權者所作者争有此靈応耶、半千歳之勢不朽兮忍辱膚濃也、三十二相歴然兮哀悲含粧、仰面月、妄雲早消、拜眼蓮、罪露不結矣、越藤原盛繼壯年之比、常信此尊觀、夫鳳竟傾而無扉、朝霧僅侵香烟之色、鴛瓦墜而在

砌、夕月独排孤燈之光從爾、已來焼香供花、挑燈明唱宝号、心中發願人更不知于今卅余年也、皆乍在念劇之内、營是於世務前、漸加小破之修理、粗補大概之頽毀、手足供給以竭生身、或家中之吉凶病患、或身上之中夭災難、随分析請無不契、于時康暦元年春之候郷内多廬病歸地藏命、大夫即時平癒是奇特之始也、復至德二季孟夏之比当庄之守護命大夫令祈頭風、七日七宿靈夢旁多癒始初、仍割分領地永被附于当寺、同七月廿二日奉為報賽有參詣之事、於焉郷民驚耳目、遠近共謳歌、国無隱、亦及諸邦矧陋・變躓之輩快起居、聾盲瘖瘂之族語清濁、雲集霧集成堵成市、日々奇特雖旧耳人々靈驗猶新心肝、凡大夫婦地藏、則驗者流美名、菩薩加盛繼、亦靈仏之振威神唯恐如影与形、殆似水之随器、經云或現居士身或現商人身、蓋謂之歟、自余奇特撰其大綱一百余条別伝炳焉也、方今蓼藿之露底露能引導之接足松栢之陰間現喜見城之塵頂拳世多処大士者疑讓化儀而閉真如之枢、諸余菩薩誤与利物而帰無為之都、因茲諸衆担金銀企土木之構工匠振斧合取刻刷之巧、於斯造立地窄買得新堂一円之地、領永充数字梵庭、遂以至德三年丙寅二月二十八日建立十間四面之堂奉安彼古仏之靈像、未越一年功成矣、議云若當時不留鳥迹之印將來必有魚魯之疑歟、仍録小分備大鉢縁起趣蓋如斯、

（第一条）

一、至德三年十月十日上棟也、国方構棧敷、諸權門引馬、兵士警固郭外、寺僧羅列堂内、鍛冶番匠者束帶、庭上刷上棟之威儀、大夫盛繼者擊幣帛拜心中之祈願、此時一会不覺流淚、諸人異口同音嘆善哉、縑素之群集溢寺外、青鳧飛如雨堆于堂内如

山、末代嘉例上古所_レ未_レ聞也、

(第二條)

一、至德三年十一月八日卯時安座也、先人長前駝伶人秦樂寺僧十二口引_レ雁行、列_レ立於緣道、突鉢誦讚盛繼一人頂_レ烏冠_レ扈_レ從本尊、木師抱_レ古像_レ奉_レ移_レ于新殿_レ矣、東西兩鄉耆老調_レ百味、以_レ伝供_レ貴賤上下陪_レ從捧_レ香華、先敬信供蘇合_レ一部奏_レ万秋栗之曲、奉_レ備_レ迎_レ仏之嚴儀、私記制_レ五段_レ述_レ安坐_レ之事由_レ賢快_レ粵諸人意趣以_レ為_レ如來更出世_レ而再想_レ歸正法之昔、當此時者強勿惡人間之不信、須_レ庶_レ幾_レ仏界之有驗者也、觀夫深更雲收省從_レ滿月之尊容_レ明鏡含_レ燈訝_レ拱_レ衆星之本尊、何況池水和_レ鐘鼓之聲、安_レ煩惱之熱、松風入琴瑟之曲九品之儀在眼天上人間之感不_レ可_レ望_レ其席也、

(第三條)

一、鎮守殿者勸請_レ二社也、吉野子守_レ勝手社也、于時奏_レ公家_レ語_レ衆徒_レ伐_レ神葉、崇神鏡、至德三年九月十七日寅時奉_レ移_レ當寺、奠_レ蘋蘩之饌_レ扇_レ粉榆之光、致_レ如在之礼_レ成_レ遷宮之儀、於戲咬壁丹楹之照秋夜也、染出_レ無_レ武心之水、吟_レ龍嘯_レ虎之時震簷也、梳_レ成_レ遍法界之風_レ造社之功不_レ經_レ年、而早成_レ鎮護之威光、不日以嚴重也、

(第四條)

一、阿弥陀堂者根本新堂寺也、尋_レ元者八尾_レ正道_レ晝夜勤行六時不_レ怠_レ念_レ仏誦_レ經_レ祈_レ九品果、中古以來常願寺僧排_レ律_レ律_レ、而五篇守_レ真_レ叩_レ秘藏_レ而三密開_レ門、茲時當寺雖_レ草創之志、都無_レ造營之地、然間彼新堂寺仏閣供職并寺領田園等、悉以_レ買得_レ常光寺訖、券契亦明鏡也、尔後壞_レ築地_レ挽_レ堂舍_レ今遷_レ本堂之南是也、又分_レ彼六供職_レ新成_レ此十二口、亦補_レ任東西兩鄉之積衆、地藏菩薩阿弥陀堂兩寺朝夕不斷勤行職而由_レ斯也、

(第五條)

(小野惠)

一、第三冥官安_レ地藏右辺_レ事、夫地藏_レ文殊則入重玄門薩埵娑示現大士也、閻魔_レ宗帝者等流變化垂_レ權、冥斷罪地官也、地藏之垂迹也、謂_レ之閻王_レ宗帝婦本也、謂_レ之曼珠也、抑此菩薩現_レ人間_レ之時称_レ小野篁、顯_レ天上_レ号_レ明星天子也、彼二大士共居_レ第三第五之尊位、判_レ自業自得之道理、撰物利生無止主伴有_レ約_レ黃泉_レ雖_レ並_レ忿怒之肩_レ素詞猶接_レ慈悲之足、凡在_レ黃壤_レ之日宗帝自_レ承_レ閻王之勅言_レ宥_レ難_レ堪難_レ忍苦_レ患遊娑婆之時、相公自刻_レ薩埵之聖容_レ施_レ大慈悲之化用_レ悲智互融定惠兼備、故故安_レ此內堂也、

(第六條)

一、塔婆者諸仏妙体衆生色心也、功德無辺謂_レ之塔利益殊勝謂_レ之、幢風_レ聞_レ積提桓因_レ建_レ三千妙塔_レ焉、阿育大王立_レ八万制底_レ矧又南天竺_レ之鉄塔開_レ廿万頌之唄葉涌出_レ宝塔分_レ二仏、並坐之威光皆是仰_レ功德之最勝_レ嘆_レ善根广大、故四天王發_レ護持之誓願_レ諸天善神翬影向之不_レ退_レ仏界猶貴_レ之、人天不_レ婦依_レ乎、依_レ之十方戮力、諸人鼻肩也、康元己巳八月十七日造_レ基塔婆_レ貴_レ七珍奇塊、地藏薩埵為_レ本尊_レ多聞持國為_レ脇侍_レ矣、此本尊通_レ玄東堂懇丹且主新_レ造_レ六道能化之大士_レ奉_レ納數鉢、彫工之小地藏、為_レ抽_レ一生瞻仰之志、祈_レ二世悉地_レ緬_レ感此寺神偉、寄_レ進吾彼仏像、即為_レ塔婆本尊_レ矣、

(第七條)

(足利義滿)

一、常光寺題額者准_レ三宮台翰也、制草之上露_レ点_レ字_レ鮮入_レ本_レ之內風勢難_レ尽、釈名云常者不退轉之名、光者無_レ辺際之称也、可_レ謂_レ常_レ轉_レ法輪_レ之處、除_レ暗偏_レ明之称也、物之奇異懸_レ寺号_レ分事之大慶顯_レ題額_レ矣、伏惟征夷大將軍准_レ三宮_レ從一位兼_レ行_レ右大將_レ、官職越_レ三代_レ、名望偏_レ四方慣馮_レ大樹之風、越_レ蜀諸葛亮之昔_レ幕下_レ顯職者遙_レ偏建_レ久之往_レ、好_レ

相府之榮名者秀、當代之抽賞、惣和漢之才呂律之曲兼三船者此時也、經始名藍快、究佛法敬三宝者今世也、是皆人之所知也、世之所歌也、康応元年己巳十月廿二日枉花軒詣當寺也、嗚呼伽藍界之前掛台筆唐門月久耀細柳營之下繆齡絲鶴椿之風長扇而已、

(第八條)

一、小地藏堂者根本仏閣也、當寺本尊於此堂、送五百余歲之星霜、現不可思議之神變、越往代之規模、過今日之繁昌、故以彼古作之聖容、奉移此新殿本尊也、粵通玄東堂慕此聖跡、又新造小地藏、雖令送古跡、大夫依奉重御願主之興趣、奉移造塔本尊、訖、続作覆廊宇、又安置小地藏、并立盛繼影像、画図地獄之相矣、

(第九條)

一、廟所者、聖武帝御宇行基僧正於日本一州靈地、築二十五之廟壇、是其一也、方卜六町結界四隅起十三層之石塔、中央建如法經制底、顯八万四千之表、儀形先後新旧遺像矣、倩以行基及篁者同本異迹之化現、雖改名代形、本地深奧不遷、故於此地安彼像乎、本尊安置故事良有由歟、

(第十條)

一、供養者明德二年辛未九月廿四日、以本尊會日擬支干良辰、所供養者本堂一字・塔婆一基・阿弥堂一字・根本地藏廊廡一字・鎮守一社・坊舍一字、七年造畢、併是盛繼一期之經營也、囑西琳寺長老、為導師、延當鄉正道、為色衆、々々三十口修四箇法、用八佾舞左右之秘曲、一日造儀供養行粧不具述、矣、

(第十一條)

一、大夫盛繼者、當庄鄉民新治西鄉高田堂住人也、自壯年比墓所地藏致信心、而日々香華夜々燈明敢無懈、若命家人香燈數減盛繼供給

則清明也、依茲契冥之由粗披露繼性鈍雖一文不通、出圖子令占之事意不存違曲、口不犯妄語、而任籌算廻珠滿多符合、故公家下大夫之官、武門許乘馬之礼、一身之榮幸余分矣、生涯之望亦足矣、又衰邁日增氣力漸減之後、參于保壽菴、貞西堂授衣鉢、改名諱今明有、依為御所尊号、又改之名明有也、明德元年庚午八月十四日春秋六十四而帰寂已、當寺檀那附平五大夫国繼訖、

(第十二條)

一、大夫国繼者、自至德之初迄明德之末、隨從盛繼如影父子相談造營皆成、盛繼一期之造功者、国繼一身之經營也、仍以後修造備左炳焉、

(第十三條)

一、応永二年乙亥四月造立樓門築地、矣、

(第十四條)

一、応永四年丁丑四月一日鑄度二尺七寸之鴻鐘、造立鐘樓、矣、

(第十五條)

一、応永五年戊寅閏四月一日改渡門前橋、矣、

(第十六條)

一、同年七月廿四日造立浴室、一字、矣、

(第十七條)

一、同年七月廿五日刻閻魔等身之形像、勸進主八尾東郷西信禪門云々、
右常光寺緣起、応永己卯辰正月二十四記、之、